

奥州市監査委員告示第17号

地方自治法(昭和22年法律第67号)第199条第4項の規定により行った定期監査の結果を、同条第9項の規定により次のとおり公表する。

令和4年11月29日

奥州市監査委員 千 田 永
奥州市監査委員 佐 藤 健 司
奥州市監査委員 小野寺 重

1 監査の概要

(1) 監査実施日

予備監査 令和4年9月30日、10月3日及び10月4日

本監査 令和4年10月5日

(2) 監査の対象とした部課等名

小学校 常盤小学校、佐倉河小学校、真城小学校、姉体小学校、羽田小学校、黒石小学校 計6校

中学校 東水沢中学校 1校

(3) 監査の対象とした事項及び範囲

令和4年度(令和4年4月1日から令和4年8月31日まで)における財務等に関する事務の執行。なお、一部令和3年度分についても対象とした。

(4) 監査の目的及び着眼点

財務に関する事務が、適正かつ効率的に行われているかどうかを主眼として、奥州市監査基準に定める監査の着眼点を基に、監査に必要な資料、諸帳簿等の提出を求め、これを照合、確認等するとともに、必要に応じて関係職員等の説明を聴取しながら実施した。

2 監査の結果

部課等(機関)名	監査の結果
奥州市立常盤小学校	財務等に関する事務について、良好に執行されていたと認められた。
奥州市立佐倉河小学校	財務等に関する事務について、良好に執行されていたと認められた。
奥州市立真城小学校	財務等に関する事務について、良好に執行されていたと認められた。
奥州市立姉体小学校	財務等に関する事務について、良好に執行されていたと認められた。
奥州市立羽田小学校	財務等に関する事務について、良好に執行されていたと認められた。
奥州市立黒石小学校	財務等に関する事務について、良好に執行されていたと認められた。
奥州市立東水沢中学校	財務等に関する事務について、良好に執行されていたと認められた。

事務処理上留意すべき事項のうち、軽易なものについては、監査執行過程においてその都度関係職員に改善を求めた。